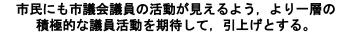
■ 第2回会議における主な意見

【議員報酬の引上げについて】

- ・他市と比べて報酬水準は低い(58位/62市)
- ・市民には議員の活動内容が分かりにくい。 活発に活動する議員と、そうではない議員の 報酬が一律で引上げになることに抵抗感がある。
- ・市の財政状況が厳しい中において, 市長以下 の常勤特別職は据え置き, 又は引き下げ, 議員 のみ報酬を引き上げる理由が必要。
- ・自営業を除き、議員との兼業は困難である。 このため、立候補の際に勤務先を退職し、任 期満了の4年後には何の保証もない状況で活動 することになる。
- ・報酬の引上げは、なり手不足解消や議員活動のモチベーション向上に繋がる。

【具体的な引上げ額について】

- ・道内における本市の法人所得や個人所得の水 準や、市の財政状況を考慮すると、引上げは少 額とならざるを得ない。
- ・複数のパターンを比較検討した結果、人事院 勧告における平均改定率1.1%又は部長級の 累積率0.39%を適用する引上げが妥当では ないか。
- ※人事院勧告は民間企業の給与水準の調査結果 に基づいて出されている。
 - このため、当該改定率を適用することは、議員報酬に経済・雇用情勢を反映することにもつながり、改定額に一定の根拠を持つ。



■ 改定パターン

- ・人事院勧告における部長級の累積改定率 0.39%, 平均改定率 1.1%, 平均の累積改定率 1.7%を適用して算出した(千円未満切り捨て)。
- ・議長の改定額を副議長・議員にも適用し、同額での改定とした(旭川市の過去の改定手法では、 議長、副議長、議員は同額の改定としていた。)。
- ・括弧内は、(中核市順位/道内順位)。

	現行	A 0.39%改定 (2千円増額)	B 1.1%改定 (6千円増額)	C 1. 7%改定 (1万円増額)
議長	625, 000円	627, 000円	631,000円	635,000円
	(59位/3位)	(59位/3位)	(58位/2位)	(57位/2位)
副議長	555,000円	557, 000円	561,000円	565,000円
	(59位/3位)	(59位/3位)	(58位/2位)	(58位/2位)
議員	515, 000円	517, 000円	521, 000円	525, 000円
	(58位/2位)	(58位/2位)	(58位/2位)	(58位/2位)